平成２５年（フ）第１２４号
青森市古川１丁目13番９号、商業登記簿上の住所青森市古川２丁目２番地18号
破産者　株式会社ツジ薬局
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目13番20号
破産者　有限会社古橋銘木
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
三重県松阪市上川町1566番地５、商業登記簿上の本店所在地三重県松阪市大黒田町241番地の２
破産者　株式会社ノムラ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２８８号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２　南ケ丘住宅106棟132号室
破産者　福見　和子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６０３号
名古屋市北区西味鋺１丁目901番15　グループホームオアシス、住民票上の住所名古屋市西区大野木４丁目176番地
破産者　中川みさを
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５０号
名古屋市北区芳野２丁目８番10号　ラ・メゾンパシフィック芳野３Ｃ号
破産者　安藤　　実
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８９号
静岡県菊川市加茂1389番地の１、開始決定時住所静岡県焼津市治長請所160番地の１
破産者　小松　光紀
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８１号
静岡県磐田市中泉3719番地８
破産者　小椋　龍彦
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４３２号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　15―411、前住所京都府城陽市寺田乾出北40番地の１　エスポワール壱番館208号
破産者　上井　文男
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４８号
神戸市垂水区大町１丁目６番20―106号、従前の住所神戸市垂水区青山台５丁目２番30―407号
破産者　浜崎　甲介
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８号
北海道旭川市豊岡４条４丁目２番15―404号　サンコーポ４―Ｄ
破産者　原　　弘治
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６８号
北海道留萌市末広町４丁目４番14号
破産者　山根　豊美
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７２号
北海道旭川市東光２条７丁目３番21号
破産者　藤井　誠一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
宮城県東松島市大曲字横沼30番地３
破産者　大槻　武司
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２号
兵庫県加東市梶原393番地７　コーポホワイト102号、破産手続開始決定時の住所兵庫県加東市北野177番地２
破産者　キタノ電機こと　長谷川　實
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３０号
愛媛県松山市古三津１丁目18番25号
破産者　山田さゆり
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
熊本県山鹿市鹿北町多久1276番地７、居所熊本県宇土市長浜町399番地１
破産者　中島　勝志
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係